

Title	ドイツ憲法学から日本憲法学への影響：人格説と進化論の機能
Author(s)	國分, 典子
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.49, 2011.1 : 38-63
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2954
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

ドイツ憲法学から日本憲法学への影響

——人格説と進化論の機能

國分典子

一、はじめに

1. 問題意識

ドイツ国法学の影響を強く受けたとされる明治憲法から日本国憲法への移行において、国家観は大きく変わった。日本国憲法の前文は「国政は国民の厳粛な信託によるものであつて……」と述べており、一般にその拠つて立つ国家観は契約説的な国家観であると考えられている。これに対し、明治憲法下では国家有機体説や国家法人説といった、国家をひとつの人格とみる理論が中心となつていた（以下、こうした理論を本稿では「人格説」と呼ぶこととする）。歴史的には、「国体の変更」ということばで議論の俎上に上つた問題は、国家観の理論的基礎づけの観点からみるならば、人格説的な国家観から契約説的な国家観への変更の問題ともみることができるとは思われないかと思われる。

なぜ日本国憲法が契約説を採用することとなつたのか、あるいは、それは本当に契約説に則つているといえるのか、とい

う問題については、他の研究に委ねたい。本稿では、憲法学の黎明期においてなぜ契約説が採られなかったのか、人格説はどのような思想的文脈で受け入れられていったのかという問題にアプローチすることとし、ドイツ憲法学が日本の憲法学の初期にどのような形で受容されたのか、どのような役割を果たしたのかを考察することとしたい。

2. 「人格説」について

最初に、本稿で「人格説」と呼ぶものについて若干、断り書きをつけておきたい。「契約説」と「人格説」ということばで対比したが、この対比は実はあまり適切ではない。契約による国家の形成を考える立場が国家をひとつの人格とみていないというわけではないからである。ホッブズは、「リヴァイアサン」としての国家を人工的人間 (Artificial Man) と捉えて、Artificial Reason を論じたし、プーフェンドルフは契約によって「道徳的人格」(persona moralis) が成立すると考えた。ルソーの「一般意志」も国家をひとつの意思主体とみる見方であった。とすれば、国家を人格とみる考え方は契約説にも通じる見方であり、契約説と人格説は対立的ではない。

「人格」とは何か？ 人格性の問題は今日では主に理性との結びつきで論じられる。しかし、「超個人的で形式的な理性人格となつてしまつた」¹⁾といわれるのは、主にカント以降のことである。キリスト教の三位一体論における三つの位格を表すものとして重要な概念となつたラテン語の persona は元々、古代ローマでは「役割」を意味することばであつた。²⁾ホッブズは『リヴァイアサン』において、ローマを語源とするこの役割概念に着目し、人格 (Person) を『かれのことばまたは行為が、かれ自身のもとみなされるか、あるいはそれらのことばまたは行為が帰せられる他人またはなにか他のものことばまたは行為を、真実にまたは擬制的に代表するものとみなされる』³⁾人のことである」と定義している。そこでは「自然的人格」(Natural Person) と「人為的人格」(Artificial Person) が分けられており、先の定

義に出てくる前者、すなわち「かれのことばまたは行為が、かれ自身のものとみなされる」場合が「自然的人格」、後者、すなわち「ある他人のことばと行為を代表するものとみなされる」場合が「人為的人格」であるとされている。また「人間の群衆 (a Multitude of men)」については、それがひとつの人格になるのは「ひとりの人、あるいはひとつの人格によって、代表されるとき」であり、「人格をひとつにするのは、代表者の統一性であつて、代表される者の統一性ではない」とされ、「群衆はとうぜん、ひとつではなくて多数であるから、かれらの代表者がかれらの名において、いつたりおこなつたりするすべてのことについて、かれらはひとりの本人として理解されることはできず、おおくの本人たちとして理解される。各人はかれらの共通の代表者に、個別的なかれ自身から権威を与えるのであり、かれらが制限なしにかれに権威を与えるばあいには、代表者がおこなうすべての行為を自己のものとして引き受ける……」と述べられている⁽⁴⁾。この「人為的人格」概念にみられるのは「他人」が前提とされること、またその他人のことばや行為を「代表」するものと捉えられているという特徴である。このホッブズの人格概念に基づく国家は、今日の学者によつては「法人である」⁽⁵⁾とも説明されているが、「本人」との関係で「代表」としての地位を与えられることに着目されている点、すなわち人格が所与のものではなくそれを生み出す過程（それが契約ということになるのだが）が注視されている点で、この点を度外視する一九世紀ドイツの国家法人説とは相違がある。

本稿では、ひとまずこの点に注目して、契約説と人格説とを区別しておくこととしたい。すなわち、契約説においては、国家の人格は所与のものではなくむしろそれができるまでの過程が重視されるのに対し、国家有機体説や国家法人説といった本稿で「人格説」と呼ぶものでは、国家を所与のものとして、それが生まれる過程ではなく所与の国家の性格づけの議論がなされるという特徴がある。果たして「人格説」の名称が適切であるかどうかについては異論もあることと思われるが、次に述べる穂積八束や美濃部達吉が「人格」と述べているものに法人的な意味合いと同時に有機体的な要素が潜んでいること、すなわちホッブズのいうところの「人為的人格」ではなく「自然的人格」として国家が捉え

られているのではないかという問題があることから、本稿ではこの名称を用いることとする。

二、日本の近代化過程における人格説

明治憲法下の憲法学者のなかでは、対極的な立場にあると同時にこの時代の憲法学の最も代表的な人物である穂積八束と美濃部達吉は、前述のように「人格」として国家を説明している。以下、かれらの著作に現れる国家観念を概観する。

1. 穂積八束

穂積八束は有機体でも法人でもなく、「人格」として国家を説明する。『国民教育憲法大意』（明治二九年）では国家には「団体共同ノ生命ト目的」があるとし、「自存目的ハ国家ノ人格ナリ」としている。⁽⁶⁾国会図書館所蔵の東京法学院（現中央大学）でのかれの講義録をみると、同じ明治二十九年の講義録にはより詳細な説明がみられる。

又一ノ誤解アリ即チ国家ハ法人ナリト説明スルモノ是ナリ民法上ノ觀念トシテハ国家ヲ權利義務ノ主体ト看做シテ国家ハ法人ナリト説明スルハ民法理論ヲ助クル一ノ形容詞ニシテ敢テ妨ナク又理論ヲ明瞭ナラシムルニ於テ便宜ナル説明タリ然レトモ之ヲ誤認シテ公法上ノ本来ノ性質カーノ社会团体―同シク法律ニ因リ若クハ契約ニ因リテ成立スル団体ナリト論結スルカ如キハ大ナル誤謬タルヲ免レス欧州ニ於テモ第十九世紀ノ

初ハ私人ノ此謬説ノ為メニ大ニ民心ヲ迷ハシメタルコトアリ所謂國家ハ民約ニ因リテ成立スルモノナリト為シ各個人ノ天賦ノ權ヲ放棄シテ約束ニ依リ國家ヲ組成セシメタリト為セルカ如キハ皆是レ國家ヲ民法上ノ社會団体ト同一ニ看做シタルノ誤謬ニ基ケル説ナリ要スルニ國家ハ法律ノ上ニ在リ而シテ法人ト云フ觀念ハ法律ノ下ニ發生スルモノナルコトヲ忘ル可カラス⁽⁷⁾

この説明では、國家を「法人」と呼ばないのは、國家は契約によつて生まれる民法上の法人とは異なるため、法人とは法律を前提に生まれるものであつて國家は法律より上にあるためということになつてゐる。こうした講義録における國家についての説明は年を重ねるに従つて、徐々に變化していつてゐる。

三十二年度版では、「國家ハ社會団体」⁽⁸⁾であり、「分子ガ分化シテ一ツノ生存体ヲナシ分子各個ノ生命ト目的トノ外団体トシテノ生命ト目的」があるとき、⁽⁹⁾「國家ハ団体ナリト云フ意味ハ獨立ノ生存目的ヲ有スト云フ意味ニ歸着ス獨立ノ生存目的ヲ有スルモノヲ法理上ニ於テ人格ト稱ス」としてゐる。また法人説はゲルバーやラーバントらの説として紹介され、ここで「法人」とは「權利の主体」を意味するにすぎないものとして、その意味での「法人」とは「人格」と同じでわざわざ「法人」という必要はなく「人格」と呼んだほうが正確であるとされている。⁽¹⁰⁾

四十年度版では、「公法上國トカ家トカ云フ觀念ヲ説クトキニハ妄ニ之ヲ法人デアルトノミ言ヒ放チテハ其真相ヲ誤ルノ虞ガアリマス」として、ローマ法上發達した法人の觀念が「現在ノ人ヲ數多結び付ケテ之ヲ一団体ト為ス觀念」であるのとは異なり、國とは「現在生キテ居ル人ノ組合団体」のみではなく、「過去、現在、將來ニ亘ツテ人ノ團結」をいふのだとし、「家ト云フ觀念ハ祖先ト吾ト祖先ノ子孫ト過去ト將來トニ亘ツテ一団ト看做シテ之ヲ結び付ケタル觀念デアリマス、國ト云フモ此民族ノ祖先ト此民族ノ將來ノ子孫ト結び付ケタル觀念デアル」として「現在の二限定セラレテ居ル」私法上の法人概念との相違を歴史的繼續性に見出し⁽¹¹⁾てゐる。

さらに四十一年度版では、人間であれ社会的団体であれ、「人格トカ権利トカ義務トカ云ヘバ皆法ノ作ッタモノデア
ル、唯法人ノ人格ノミヲ法ノ擬制デアルト云フハ甚ダ不當ナル解釋デアル」として、民法学上の法人實在説と法人擬制
説の論争を「無用ノ討議」と断じて、以下のように述べている。

人ノ自主ノ生存ハ實在シテ居ル、併シ其實在ハ牛馬ニ生存アルト同ジ意味ニテ實在シテ居ル、實ハ法律的
人格ガ實在シテ居ルノデハナイ、法ガ人格ヲ付与スル實質基礎タル人ノ自主ノ生命ガ實在シテ居ルト云フノ
デアラウ、又法人体ニ付テモ団体が社会的ニ自主ノ生存目的ヲ有シ、世間ニ於テモ之ヲ取引ノ對手トシテ認
メテ居ルト云フ社会的事実ハ實在シテ居ルノデアアル、其所謂實在ハ人間ニ付テモ人間ニアラザルモノニ付テ
モ同ジコトデアアル、蓋人格ガ實在スルニハアラズシテ自主ノ目的ガ實在シテ居ルノデアラウ、法ガ此實在セ
ル自主ノ生存ヲ認メテ保護スルトキハ人格ト為ルノデアアル、⁽¹²⁾

ここでは、法人も自然人も人格という概念を用いることに同じ法的意義があるという言い方になっている。この説明
は穂積の名著『憲法提要』にも受け継がれ、「予ハ特ニ之ヲ法人ト謂ハス単ニ人格ヲ有スト謂フ。理ニ於テ同シカラン
モ精神ニ於テ或ハ異ナル所アルナリ。若國家ニ人格アルハ人ニ人格アルト其ノ理同シトセハ即チ可ナリ、然ラスシテ人
ハ自然人格ヲ有シ國家ハ法人格ヲ有スルノ別アルノ意ナランニハ、是レ予ノ謂フ所ト正ニ相反スルナリ」⁽¹³⁾と説明されて
いる。

こうした穂積の説明には三つの要素がある。第一は国家は民法上の法人とは異なること、第二は国家はひとつの生命
と目的をもち、過去から現在、未来へと続く団体であること、第三は自然人も法人も法的にみれば同じ「人格」である
ことである。第二は第一の民法上の法人との相違の具体的説明ともいえるものであるが、自己の生命と目的をもち永続

するといふ捉え方は有機体説に近い。その一方、第三の要素は法人も自然人も法的にみれば相違はないというのみで法人説の完全な否定とはなっていない。以上の穂積の叙述は、法学的国家論の受容によつて権利の主体としての法人的側面を認めつつも、法的な見方を離れば、国家に契約説的な国家の成り立ちを否定し、むしろ家に近い団体として所与の国家の存在を重視して、穂積独特の家族国家的な国家観に繋がる要素を内包しているように思われる。

2. 美濃部達吉

では、美濃部達吉はどうであつたか。

『日本国法学』のなかで美濃部達吉は、「国家ノ法律上ノ觀念」と題する節において、「国家客体説」、「統治關係説」に続き、「国家人格説」を挙げ、「国家カ永續且ツ統一的団体タルノ性質ハ唯国家ヲ以テ自ラ一ノ人格者トシ統治権ノ主体ナリト解スルニ依リテノミ之ヲ説明スルコトヲ得ヘシ。是レ今日ニ於テハ最モ広ク行ハルル学説ニシテ又唯一ノ正当ナルモノナリ」⁽¹⁴⁾とした。ここで「人格」とは「権利能力トイフニ同シ、即チ権利義務ノ主体トナリ得ヘキ能力ヲ謂フ」とされ、「一般ニ之ヲ法人ト云ヒ来レリ」としてここでの人格説は法人説と同義として説明されている。ここでの美濃部の説明は人格として法人と自然人に違はないという点で、穂積の四十一年度版講義録の説明に近い。⁽¹⁵⁾

一方、同著の中では「国家ノ法律上ノ觀念」の前にイエリネックの国家両面説に従い、「社会現象トシテノ国家ノ性質」の説明があり、「国家ハ一定ノ地域ヲ基礎トスル多数人類ヨリ成リ自己ニ固有ナル統治権ヲ有スル団体ナリ」⁽¹⁷⁾と定義されたのちに、そこで「国民即チ国家ナリト為ス説」、「君主即チ国家ナリト為ス説」、「国家ハ統治ノ状態ナリト為ス説」と並んで、「国家有機体説」が批判されている。⁽¹⁹⁾但し、ここでの有機体説に対する批判点は、有機体概念が不明瞭であること、わざわざ有機体概念を用いずとも国家は団体であるということだけで足り、不明瞭で誤解を招きやすい概念を

使う必要はないということにあり、根本的にこれを否定するものではなかつた。²⁰⁾

美濃部がここで、「今日ニ於テモ極メテ有力ナル代表者ヲ有ス²¹⁾」としている有機体説の特徴として挙げているのは、「国家カ人類ノ機械的集合ニ非ラス」ということ、「其ノ全部ヲ以テ単一体ヲ為²²⁾」すということ、「其ノ全部トシテノ生存ト其ノ分子タル各個体ノ生存カ互ニ密接ノ関係ヲ有ス」ということである。この特徴は、のちの『日本憲法』(一九二二年)では、やや詳しくなり、1、国家は人類の天性に基づく自然の産物であり、人為の産物ではない。2、国家は多数の人類から成り立つが、その全体をもって単一の生活体を構成する。これを組織する各個人とは異なつた實在の生命を有し、それ自身の目的をもっている。3、国家は単一なる意思の力を有し、これによつてその生命を保持し、その目的を遂行する。となつて²³⁾いる。

この『日本憲法』では、自然科学上の概念である有機体概念を用いる必要はなく、また自然的有機体と社会的有機体の意思組織、その発達法則には大きな差異があるので、有機体説は国家の本質を説明するのに適當ではないとして、「統治団体説」で足るものとされているが、ここで注目されるのは、かれが「此等の思想は何れも極めて正当であつて、之を非難すべき理由は無い。此の意味に於ては有機体は正当なる学説である²³⁾」とし、「社会的有機体」の存在を認めていること、有機体説のとり「實在の生命」という認識を否定していないことである²⁴⁾。これに関連しては、以下の叙述がある。

国家が単一体たることの眞の根拠は此等の外部的の根拠よりも、国民の間に存する精神上の連絡に求めねばならぬ、詳しく言へば、啻に時を同じうして生存する国民の間に目的を共同にする単一体であるとする自覚が有るのみならず、時を異にする者の間に於ても、現代の国民は遠き父祖より其の生命を受け、さらに後代子孫に其の生命を伝ふるものであつて、其の間には等しく精神上の連絡があり、一体なりとする自覚が

有る。此の単一体たる自覚は、固より国に依つて強弱さまざまであるが（日本の国民が其国体の美を誇とすることは即ち団体的自覚の他に勝れて特に強固なることを誇るものに外ならぬ）、併に如何なる国家と雖も単一体たる自覚が全く存在しないものは無い。⁽²⁵⁾

これらの過去、現在、未来へと続く独自の生命をもつた単一体という記述は穂積の叙述と極めて似ており、有機体説的な性格をもつものであった。

三、日本における国家有機体説——加藤弘之の国家観

以上の穂積八束と美濃部達吉の国家観は、基本的には一九世紀のドイツ法実証主義の下での法学的国家論に基づくものであるといえよう。そのなかで穂積は、私法と公法の相違を挙げて、契約によるのも法律によるのでもない所与の国家の存在を重視する一方、法的にみれば国家は有機体ではないという見方を表明し、「国家ハ有機体ナリトカ云フ説アレトモ其ハ国家学上ノ解釈ニシテ決シテ法理上ノ解釈ニアラス」⁽²⁶⁾として法的に人格を捉えようとしている。美濃部は、人格を「権利義務の主体」としつつも、穂積が重視した「一つの生命をもつた存在」という論点を、「法律上の国家観念」ではなく、「社会現象」としての国家のなかに見出している。この両者の叙述は「法学的」枠組を重視しながら、その枠を外せば有機体論を否定しないという点で極めて類似している。

日本における国家有機体説については、かつて石田雄が「明治前期においては……自然法的・契約説の否定者としての面に比重がおかれ、西欧国家理論を摂取しつつ、明治憲法に規定された立憲制を正当化し乃至はそれを君主権の優

位の下に解釈する理論として役割を果たしたが、二〇世紀に入ってから、法学理論としては国家法人説の展開とともに、逆に絶対的国家観に反対する側面が強く現わされて来た」と述べ、後者の代表として美濃部学説を挙げた。⁽²⁷⁾ 前者の代表と考えられるのが、加藤弘之である。

加藤弘之は、日本の国家有機体論者としておそらく一番著名な論者であった。かれは有機体論者として知られるブルンチリーの『一般国法学』(J. C. Bluntschli, *Allgemeines Staatsrecht*, 1863) を使って天皇に侍読し、また一八七二年には同書の部分訳である『国法汎論』を著した。加藤自ら「この『国法汎論』なる書は公法翻訳の嚆矢にして、かつ有名な碩学ブルンチリーの著書なれば、わが政治界に公法の思想を与えたることは、けだしはなはだ少なからざるなり」と述べているように、ドイツ国法学を日本に伝えるものとして同著の果たした役割は大きかったと考えられる。⁽²⁸⁾

周知のように、加藤はその著『人権新説』(一八八二年)を境に天賦人権論者から進化論者へと「転向」した。しかしかれの国家観は「転向」前後で実はさほど大きな隔たりがない。加藤自身の著作のなかでは、「転向」前の著作として『隣草』(一八六一年)、『立憲政体略』(一八六八年)、『真政大意』(一八七〇年)、『国体新論』(一八七五年)で、立憲政体論が展開されているが、国家の成り立ちについては、『真政大意』の草稿では「已ムヲ得ザル道理」⁽²⁹⁾とされ「今日国家トイフモノカ立テイ、ルノハ是カナケレハ人々生ヲ安スルコトカ出来ナイトイフ道理ノアルユヘタトイフ所ニ目ヲ附ケルノガ肝心テ決シテ其根元ハ如何ナルコトカ出来タニモセヨ夫レニハ一向構ハナイデヨイコトテゴザル」⁽³⁰⁾と述べられている。「生ヲ安スルコトカ出来ナイ」というのは「自己保存」を目的とした契約説における自然状態から契約への議論と相通じるものでもあるが、ここでは「決シテ歴史ニモ見エヌ根元ヲイフノハヨクナイ」とされ、国家の発生についての議論の可否には触れられていない。『国体新論』でも「アリストテレスといえる人が『人はかならず結びて国家を成すべき天性を備えたるものなり』⁽³¹⁾といひしごとく、その大根元はまったく人の天性にあるなり」と述べられているが、同じくやはり国家の発生についての諸説のどれを採るべきかは明確にされていない。国家は所与の存在

とみられている。ブルンチュリはもとより、『国体新論』で引用されるフランツ (Constantin Frantz) も生物学的有機体論者であったことなどに鑑みれば、加藤の有機体論は「転向」以前からの伏線をもつものであったものかとも思われるし、歴史性や、自然の性向を重視するという傾向は、「転向」後の『自然と倫理』にみられる考え方と一致しているのである。

国家を有機体として詳細に説明した加藤の最後の名著『自然と倫理』(一九二二年)では、「国家は決して左様なる人為のものではなくして、矢張単細胞体の衆多の集合から複細胞体の成立するのと全く同様なる道理で、複細胞体たる吾人間の自然的集合で以て成立したものである。換言すれば、単細胞体が全く無意識的に其固有性からして相集合して複細胞体を組成したと同様に、複細胞体たる人間が全く無意識的に唯其固有性に依て相集合して国家を組成したのである」と説明された。ここでは有機体は、「第一段階細胞体(単細胞体)」、「第二段階細胞体(複細胞体)」、「第三段階細胞体(複細胞体)」の三種に分けて説明され、国家は「第三段階有機体」であるとされる。哺乳動物や人間といった第二段階有機体に「大脳皮質中の思惟中枢を始めとして其他の諸機関があつて、思惟中枢が一身内の主権を総攬し、其他の諸機関がそれぞれ此主権を助け働くことに依て生存が出来……、右諸機関の外に別に何もものもない」と同様に、「第三段階有機体」においても「主権者の下に種種の機関となるものが存するのであつて、別に機関外のものはない」。「高等有機体は唯主権(思惟中枢)と及び其補助たる諸機関とのみより成立して居るのであつて、それに依て当該有機体の生存が出来る」と考えられている。契約説についての批判も述べられ、「民約説なるものは……全く歴史的でないのである。決して歴史に依つた説でないものであつて、全く空論であるから、余輩は左様な説を非として国家の自然的成立説を主張するのである」と³⁴とされている。

ここでの有機体概念は、「第一段階有機体」↓「第二段階有機体」↓「第三段階有機体」という進化論的發展過程を前提に論じられている。

そもそも加藤は「転向」前の『真政大意』においても人権について、「いまだまったく開化文明に進まずして、愚昧な民の多い国では、立憲政体を立ててひろく公議輿論を取りたところが、ただ頑愚の議論のみでかえって治安の害をなすでござるから、かような国ではやむをえずしばらく専治等の政体を用いて、自然臣民の権利をも制限しておかねばならぬこともあるでござる⁽³⁶⁾」、「くれぐれも時と処とに注意して、それに相応する政体・憲法を用うるよういたさねばならぬでござる⁽³⁶⁾」と漸進的な近代化を考えていた。天賦人権といってもいつどこでもそれが保障されるのではないというかれの考え方には、そもそも進化論を受け入れやすい素地があったといえる。先に挙げた加藤の理論のもつ「歴史性」と「自然の性向」の重視という二つの特徴からすれば、「歴史性」と親和しにくい近代自然法論に基づく自然権論よりは「歴史性」とも「自然の性向」とも親和する進化論への思想的傾斜は当然ともいえるかもしれない。進化論との関連では、先の「第一段階有機体」↓「第二段階有機体」↓「第三段階有機体」という進化は、よりよく生存するための「利己的根本動向」に基づくものであるとされるのであるが、これは「真政大意」でいわれた「生ヲ安スルコト」に基づく自然的な発展なのであった。

加藤の『自然と倫理』では、市村光恵や美濃部達吉の国家法人説およびそれに基づく君主機関論が批判の対象となっている。その論拠は、「自然的なる国家を論ずるに人為的なる法人の理を以てするのであるから、随て其議論が甚だ不倫理的になる」という点と、「国家は自然的一大有機体であるとすれば、君主は即ち思惟中枢でなければならず、思惟中枢なるものが一身体の主体であつて、其他の種種の機関を支配して生存を営むとすれば、国家の君主と其種種の機関との関係も全くそれと同様でなければならぬ」のであるから、「思惟中枢も最高機関とすることは出来るなれども、併し他の種種の機関とは全く主属の別があるのであるから、寧ろ是れは一身体の主体とする方が甚だ当つて」おり、「君主を以て国家の主体とすることは全く自然法に合した⁽³⁸⁾」であるという点にあつた。加藤は、その一年後『自然と倫理』の「補遺」として『国家の統治権』を著し、さらに君主機関説批判を行っている⁽³⁹⁾。しかし、ここでも法人説批

判は国家を人為としてみて自然的存在とみないという点に向けられ、まさにその点から「法人の理に拠て国家を説かんとするを見れば、宛かも民約論を信じて居ると認めるより外はない。何故乎と云ふに、法人なるものは前述の如く全く人為に依て生起するものであれば、必ず先づ吾人の契約がなければ生起すべき道理は絶てないのである」⁽⁴⁰⁾とするのである。この点で加藤の法人説批判は初期の穂積の講義録と同じ論拠に立つものであった。

四、「自然的」人格の意味——進化論的自然

ところで、ここで問題なのは、「人為的」ではない「自然的」人格とされる場合の自然の意味である。加藤の議論が進化論と結びついてゆくことは先にみた。しかし進化論的自然の理解は加藤にとどまるものではない。

当時、進化論は世界的に流行し、特に東アジアでは列強の到来とともに現実味のある思想として広く影響力をもった。中国では嚴復がハックスリ (Thomas Henry Huxley) の *Evolution and Ethics* (1893) を翻訳した『天演論』がベストセラーとなり、変法自強運動の中心人物となった康有為や梁啓超が進化論的な思想に基づいて近代化の必要を説いた。朝鮮半島でも中国や日本を経由して入った進化論的な議論に関心が集まり、生存競争のなかで生き残るための自強を訴える愛国啓蒙運動の思想的基盤となっていた。

進化論の日本における導入においては、日本で教鞭をとったモース (Edward Sylvester Morse)、『フェノロサ (Ernest Francisco Fenolosa)』といった東京大学で教鞭をとった外国人教授が果たした役割も大きかった。

動物学者であり、大森貝塚の発見者としても有名なモースは、生物学的進化論を超えて、社会における進化の問題をも論じていた。東京大学でのかれの講義を口述筆記した「動物進化論」でも、その末尾で、進化論は他の学術におい

でも次第に取り入れられているので学者はそれに遅れをとるべきではないとし、ダーウイン、スペンサー、ヘッケル (Ernst Heinrich Haeckel)、ハックスリらを「天下ノ碩学」と紹介している⁽⁴¹⁾。

モースよりさらに大きな役割を果たしたと考えられるのは、モースの推薦で東京大学の哲学教授となったフェノロサである。かれは哲学以外に理財学や政治学、論理学なども教えていたといわれ⁽⁴²⁾、社会進化論の受容に大きな役割を果たした⁽⁴³⁾。かれの講義を残した「政治学講義」では、政治学を講ずるにはまず「人性ノ何タル、及ビ人類ノ需要スル所及ビ目的トスル所ヲ充分ニ究メザルベカラズ⁽⁴⁴⁾」とされ、その「理学的考察」が重視されて進化論が詳しく説明されている。フェノロサの影響を最も強く受けたと考えられる者には、かれの学生でのちに進化論三部作(『社会進化論』、『宗教進化論』、『族制進化論』)を世に送る有賀長雄がいる。ちなみに加藤弘之は当時、東京大学総理であった。

日本の法学者のなかで進化論者として名高いのは穂積八束の兄、穂積陳重であるが、有賀長雄と同一年の八束もまた進化論の影響を免れていない。先にも言及した名著『憲法提要』における第一編第一章「国家」の血統団体に関する箇所、かれは血統団体が次第に拡大しつつ、今日まで存続するのは「能ク社会進化ノ理則ニ合ヒ、適者残存ノ要件ヲ全ウシタルヲ證明スルモノナリ⁽⁴⁵⁾」として、進化論をかれの家族国家観に接合している。穂積によれば、世界が「一国一家」をなすようになるのは想像できないことではないし、理想ではある、しかし「唯、今ノ社会進化ノ程度ニ於テハ、尚未タ民族的結合ヲ以テ立国ノ本位トスルヲ生存競争ニ適合スルモノトスルノ大勢アルノミ⁽⁴⁶⁾」と捉えられる。また民族の観念についても、「固ヨリ人類絶対ノ区別ニ非ス……国ヲ同フスル久シケレハ異種ノ民混シテ同化シ、国ヲ異ニスル久シケレハ同種ノ民別レテ異族ヲ為ス⁽⁴⁷⁾」ものであるとされる一方、にもかかわらず、民族的な国家組織が重視されるのは、ひとえに、「今ノ世界的生存競争」においては「民族的国家組織ノ城壁ニ依ラサルヘカラサル」からであると説明される。

先に言及した有賀長雄は、国家法人説論者で、「国家を法人とせば、憲法は正しく天皇大権の区域を定むる者なりと

謂ふべし」として「国家即ち君主」、国家ト君主ト同一体」とする穂積の叙述を法人説に合致しないと批判しているが、⁴⁸かれの理論も法人説、有機体説、進化論という三つの要素が混じり合っている点では、穂積の理論と近接している。かれの進化論三部作のひとつ『社会進化論』は、「スペンサーの立論に」基づくものであるが、そのなかの第三部「国家盛衰篇」では、社会が一定の「体形及び体制を備え」たときに「国家」と呼ばれるようになるとし、「国家となりたる上の変動の理」をかれの「持論」として説明し、これを君主専制↓戦国擾乱↓教権一統の世↓革命擾乱↓法律一統の世↓議論擾乱↓道理一統の世と進化する過程としていた。また「法人」についても、『国家学』では、国家を法人として説明はするものの、法人を有機体の下位区分としている。⁴⁹

このようにみると、有機的な国家観を媒介に進化論が人格説と結合するという状況は、いわゆる立憲主義憲法学と国権主義憲法学との対比で捉えられる対立し合う議論の双方に共通してみられる特徴となっている。ここでは、国家は人為的ではなく自然の発展のなかで形成されるものと捉えられる。

進化論を受容したのはこれらドイツ法系の憲法学者たちだけではない。スペンサーの *Social Statics* (1851) を全訳した松島剛の『社会平権論』(一八八一—一八三年)⁵⁰ は自由民権運動の論者たちに受け入れられ、「民権の教科書」といわれるまでの評価を与えられている。こうした評価は同著が「同等自由の法則」を謳っていたからであったが、自由民権論者たちも結果的に進化論を受容している。前述の加藤弘之の「転向」に対する天賦人權論者からの批判をみると、その批判が進化論そのものまで批判したものではないことがわかる。

馬場辰猪は「天賦人權論」で加藤弘之の「人權新説」を批判する際、天賦人權説が決して進化主義と一致しないものではないことを力説しているし、⁵¹ スペンサーの社会有機体論をほぼそのまま受容していたという点では国家有機体説を採っていた加藤に近い国家観をもっていた。また植木枝盛も加藤を批判した「天賦人權弁」のなかで、「植物」のように漸進的に進歩すべきという加藤の論に批判を加えるものの、進化論そのものは受け入れており、スペンサーの「夫レ

社会ノ真理ニ到達スルノ道ハ之ヲ組織スル所ノ一個人ノ性質ヲ吟味スルノ外一モアルコトナシ⁽⁵²⁾という説に依拠した人権論を展開し、「進化説ノ一物ハ正シク改進ヲ主唱スルノ上ニ適用スヘキ筈ナリ⁽⁵³⁾」と、保守論の補強に進化論を用いるのは誤用であると論じている。

さらに進化の思想は、このような天賦人権論批判に対する再批判の過程でのみではなく、中江兆民の主著でも重要な役割を果たした。『三酔人経倫問答』ではダーウィンの考え方を引用し、君主専断制から立憲君主制、さらに民主制へと進む政治的進化が述べられている。⁽⁵⁴⁾

先に引用した石田雄の「明治前期においては、まず後者すなわち自然法的・契約説の否定者としての面に比重がおかれ、西欧国家理論を摂取しつつ、明治憲法に規定された立憲制を正当化し乃至はそれを君主権の優位の下に解釈する理論として役割を果たしたが、二〇世紀に入ってからには、法学理論としては国家法人説の展開とともに、逆に絶対的國家観に反対する側面が強くなり現われて来た」ということは、ドイツにおいて国家有機体説が「一面において絶対的・神学的國家論に対し、他面においては自然法的・契約論的國家観に対する近代的な國家思想である」という位置づけをもつのと類似していることを示している。⁽⁵⁵⁾

確かに本稿でみてきた人格説の位置づけを考えると、それは天賦人権論・契約説の否定者としての役割を果たしてきたということがいえるであろう。しかし、前述の天賦人権論・契約説の論者に対する進化論の影響をみると、そもそも日本に「自然法的・契約論的國家観」というものがどの程度存在したかには疑問の余地がある。

進化論の自然科学的性格によりいわゆる近代自然法論が淘汰されてしまった、あるいは少なくとも、自然が進化論的に捉えられたため、西洋の近代自然法論の入り込む余地が狭められたという状況があったといえるのではないか。さらに言うならば、進化論と有機体論の結合は、国家を所与のものとして捉えさせ、契約説の入り込む余地をも狭めたといえるのではないか。そもそも進化論が日本の近代思想を席捲したなかで進化論を基盤とする國家観に對峙しうるほどに

強い「自然法的・契約論的国家観」というものが存在し得たのかという問題があるのである。

五、進化論と道徳的国家観

進化論が西洋の近代自然法や契約説の浸透を阻んだと書いたが、進化論的基礎づけは「自然」とみるか「人為」とみるかという点を除けば、契約説に近い要素を内包している。前述の加藤の論にみられるように「生ヲ安スル」という自己保存の目的は進化の原動力である。進化論のいう国家の形成・発展は、契約説のいう人為の契約をも自然の必然のなかに飲み込んで説明しているにすぎないものとみることができるとすれば、進化論的にみるか、契約説的にみるかは、国家をみるときに全体を基点にみるか個人を基点にみるかという視点の違いにすぎないともいえるかもしれない。ただこれを国家全体の視点から全体を支配する自然法則としてみると、それは国家の進むべき方向性に関する道徳の議論に結びつきやすいという問題をもっている。

加藤弘之は、有機体が「自己の生存を遂げるための自然力」としてもつ「唯一的利己的根本動向 (Der einzige egoistische Grundtrieb)」により生存競争—淘汰—進化の過程に作用するものとして現れるものを「自然法」と呼んだ。⁽⁵⁷⁾これは自然法則といってよいものであり、普遍的なものであると捉えられたが、かれはその一方で自然法とは異なる道徳法についても言及する。社会内での生存競争および他の社会との生存競争はそれに利する「道徳法律」を進化させ⁽⁵⁷⁾、かれによれば、「道徳法律に於ける唯一究極の目的」は「国家的社会の安寧幸福」⁽⁵⁸⁾である。加藤はこれに資するものとして、儒教を挙げ、「国家生存のために甚だ有害」な「基督教の倫理」⁽⁵⁹⁾に比し、「儒教の道徳は大体に於て吾吾人間の固有性と国家の固有性とに適したものと余は信ずるのである」としている。⁽⁶⁰⁾

穂積八束にも類似した論理構成がみられる。人類進化ははまだ人類統一の理想には及ばず、国家組織を中心としているとする、明治三〇年に書かれた『国民教育愛国心』では「生存競争」の章が設けられ、その冒頭で生存競争における適者生存が「生物進化の理法にして亦人生の天則たり」と述べられている。ここでは「個人独立の力」は「合衆団結の力」には敵わないと述べられ⁽⁶¹⁾、社会の結合の強さが重視される。そしてまた個人の生存競争においても「能く社会に同化し其の保護を享くる者は其の生を全うす」として「公同の心」「奉公の精神」が社会自体の生存のみならず個人の生存にも欠かせないという論理に繋がられている。その際、道徳は「生存を競争するの武器」⁽⁶²⁾であり、「我が固有の国民道徳は社会生存の理則に適合し、祖先崇拜の千古の信向に由りて既に固く、生存競争の激烈を加ふるに遭遇して愈其の作用を覚悟す。家国の公に奉ずるは祖先の遺訓にして子孫を保全する所たり。人と社会との存続完成は茲に在ること愈明かなり」⁽⁶⁴⁾と忠孝の道徳が競争に勝つための要になっていることが説かれている。ここでは「社会進化」に言及はされるものの、テーマは「進化」でも「進歩」でもなく、「競争」である。かつ、個人の競争にも目を向ける点は、スペンサーなどの視点に近いかに思われるものの、個人の生存は社会への同化、すなわち祖先崇拜の国民道徳を守つてこそ可能であるという理論構成は、かれ独特の天皇制イデオロギーへと収斂してゆくものであった。

忠孝といった日本の道徳にまでは言及しないまでも、先に言及した有賀長雄も「道理」という表現で生存競争のなかでの自己主張を超えたなんらかの倫理観が進化した社会を支えることを述べている。前述のようにかれは、有機体としての社会が国家としての体形と体制を備えたのち、君主専制↓戦国擾乱↓教権一統の世↓革命擾乱↓法律一統の世↓議論擾乱↓道理一統の世と進化する過程を説明する。有賀は、日本および西洋諸国の現在の状態は「法律一統の世」から「議論擾乱」への移行期であると捉えていた。かれによれば「法律一統の世」もそれまでの時代の人による圧政と同様、圧政のある状態、すなわち「自己の思想の圧制を脱せざる」状態である。ここでは各自が自己の思想を主張して議論が激しくなり、また法律が人の産財を保護する結果、「貧富の不均」をも生ずる⁽⁶⁵⁾。しかし、人が自己の思想の正否

も疑うようになったときに、人類は「始めて關鍵を得」て、互いに道理に従って争いなく生きるようになるのだとしており、これが「道理一統の世」であり、「完全社会」であると考えているようである。⁽⁶⁶⁾ この「道理」の中身が何であるかは明らかではない。しかし、有賀はここで「道理を以て道理を糾すの学」、「道理と思想との関係を詳にするの学」としての哲学⁽⁶⁷⁾が重要な役割を果たすとしている。

有賀は、哲学の内容にまでは触れていない。しかし、個人ではなく所与の国家に視点をおくとき、そこでの道徳や哲学が具体的な個人の自由の問題からは離れてゆく傾向をもつのは必然的な成り行きでもあった。

六、おわりに——法実証主義的国法学受容の意義

自由民権運動の凋落とともに、進化論は個人の自由の問題からは離れ、国家の発展に関する議論に採り入れられるという傾向を強めてゆく。憲法学の分野では、先に挙げたドイツ国法学の流れを汲む論者たちが主たる進化論者となった。こうした背景には、当時の日本の政治状況、プロイセンを範とする憲法の成立、ドイツ学の礎を築いた加藤が進化論者となったこと、等、諸々の要因があると思われる。しかし、この進化論とドイツ国法学との結びつきは、結果的には進化論的言説を排除することとなった。日本の憲法学が主として導入していったのが、法実証主義的な国法学であったからである。その結果、前述の「法学的国家論」が重視される。ここでは「進化」、「有機体」といった法外的概念は用いられなくなる。穂積八束や美濃部達吉について述べたように「人格」はあくまで法学的な考察のなかで捉えられ、憲法学の分野でも、権利主体としての国家以上のものを考察する必要はなくなったのであった。進化論的な言説を表明するのは穂積や有賀の世代までであって、美濃部や上杉慎吉の世代では現れなくなる。

奇しくも穂積自らが述べたように、本来ならば、「契約」概念は法学的な国家観としての「法人」理解にはより上手く接合する性格をもっていたはずである。にもかかわらず、法人説が契約説と結びつく可能性はすでに排除されていた。なぜなら、ここでの法人としての国家は人為に生まれるものではなく自然的な人格であることが前提とされていたからである。立憲主義的な憲法学の旗手、美濃部によつてさえ、「共同生活ハ人生ノ天然ノ要求ナリ国家団体ハ此天然ノ要求ニ依リ其自然ノ発達ニ依リ発生シタルモノニシテ契約ハ之ニ必要ナルモノニ非ス⁽⁶⁸⁾」とされたのであった。

一方、進化論的言説は現れないものの、自然的な人格としての国家は、「進化論的な自然」理解のなかで生まれた議論を引きずることとなった。これが歴史主義や民族主義を通して忠孝の国民道徳、ひいては天皇制イデオロギーに容易に結びつきやすい性格をもっていたことは上述のとおりである。こうして法実証主義的な国法学受容後も、日本の憲法学は特有な国家観の影を引きずりつつ展開されていったのであった。

注

- (1) 廣松渉他編『岩波哲学・思想事典』岩波書店、一九九八年の「人格」の項（平田俊博執筆）、八〇五頁。
- (2) 中村元監修『比較思想事典』東京書籍、二〇〇〇年の「人格」の項（島田燁子執筆）、二七〇頁、参照。
- (3) ホップズ『リヴァイアサン』一卷、岩波書店、一九五四年、二六〇頁、岩波文庫。このホップズの定義について、廣松渉他編前掲『岩波哲学・思想事典』中の「人格」（平田俊博執筆）の項、八〇四頁、参照。
- (4) ホップズ前掲書『リヴァイアサン』一卷、二六五頁。

- (5) 廣松涉他編前掲『岩波哲学・思想事典』の「人格」(平田俊博執筆)の項、八〇四頁、参照。
- (6) 穂積八束『国民教育憲法大意』八尾書店、一八九六年、二頁。
- (7) 穂積八束講述『帝国憲法』(東京法学院二九年度第二級講義録)東京法学院、一八九七年、二三頁。
- (8) 「三二年度講義」と書かれた謄写版の穂積八束著『帝国憲法』全二七五頁(出版社、出版年不明、以下、「三二年度講義」と記す)中の一四頁。
- (9) 穂積八束前掲『三二年度講義』、一五頁。
- (10) 穂積八束前掲『三二年度講義』、一七一―一八頁、参照。
- (11) 穂積八束述『憲法』(中央大学法律科明治四〇年度第一学年講義録)中央大学、一九〇七年、一九―二〇頁。
- (12) 穂積八束述『憲法』(中央大学法律科明治四一年度第一学年講義録)中央大学、一九〇八年、二二頁。
- (13) 穂積八束『憲法提要』上巻、有斐閣、一九一〇年、四四―四五頁。
- (14) 美濃部達吉『日本国法学』上巻、有斐閣、一九〇七年、三〇頁。
- (15) 美濃部達吉前掲『日本国法学』上巻、三二頁。ここでは、最終的に「国家ハ一定ノ地域ヲ基礎トスル法人(団体人格者)ニシテ自己ニ固有ナル統治権ヲ有スルモノナリ」と定義されている(美濃部達吉前掲『日本国法学』上巻、四二頁)。
- (16) 「人格ト云フハ純然タル法律上ノ觀念ナリ、唯法律上ニ於テノミ存在ス。自然ニ存在スル所ノ事實ニハ非ス。此ノ点ニ於テハ自然人ト法人トノ間ニ異ナル所ナシ、若シ法人トイフ語ヲ以テ法律上ノ人格者トイフ意ニ解トルトキハ自然人モ亦法人ナリ」と説明されている(美濃部達吉前掲『日本国法学』上巻、三三頁)。
- (17) 美濃部達吉前掲『日本国法学』上巻、五頁以下。
- (18) 美濃部達吉前掲『日本国法学』上巻、一一―一三頁。なお、イェリネックの理論を受容したとされる美濃部は、のちの『憲法講話』では、国家は「最高の権力を有する領土団体なり」、「国家は一定の土地を基礎とする団体にして自己の意思に基づき自ら制限を加ふるの外他の者に依りて其の意思を制限せられざるの力を有するものなり」と定義した。「国家は一の法人であると申します。法人とは法律上の人といふことで、即ち法律上人と同一視せらるることを言ひ表はすのであります。前にも述べた通り、凡て団体は其れ自身に生存目的を有し活動力を有つて居るもので、此等の点に於て団体は恰も人間と同様の性質を有つて居るものであるから、法律上の見地に於ても団体其れ自身が恰も一個の人であるが如くに看做し、之

を法人といふのであります」としている（美濃部達吉『憲法講話』有斐閣、一九二二年、一六頁）。

(19) 美濃部達吉前掲『日本国法学』上巻、一八一—二〇頁。

(20) 「其ノ基ク所ノ思想ハ固ヨリ正当ナルモノナリト雖モ有機体ノ觀念ハ之ヲ精密ニ定義セントコト甚タ困難ナルノミナラス、国家ヲ有機体ナリトスルニ依リテ言ヒ表ハサル所ノ思想ハ、国家ハ団体ナリト謂フニ依テ言ヒ表ハシ得ヘキ思想ノ外ヲ出テス、国家有機体説ニ於テ正当ナル所ハ国家団体説ニ於テ既ニ完全ニ言明シ盡クセルモノナリ。故ニ国家ヲ有機体ナリト為スハ誤ニ非ラストスルモ、国家ヲ団体ナリト説明スル外ニ特ニ此ノ如キ不明瞭ニシテ誤解ニ導キ易キ名称ヲ用キルノ利益アルヲ見ス」と述べられている（美濃部達吉前掲『日本国法学』上巻、一九頁）。

(21) 美濃部達吉前掲『日本国法学』上巻、一九頁。

(22) 美濃部達吉『日本憲法』二版、有斐閣、一九二二年、二一〇—二二二頁。

(23) 美濃部達吉前掲『日本憲法』、一二二頁。

(24) 同。

(25) 美濃部達吉前掲『日本憲法』一三九—一四〇頁。類似の記述は、『憲法提要』にもあり、「団体説ノ主眼トスル所ハ、国家方単ニ現在ノ国民ノミナラズ、遠キ父祖ヨリ生命ヲ受ケ後代子孫ニ其生命ヲ伝フル国民ノ全体ノ結合ヨリ成ル単一ニシテ、其分子タル国民各個人ノ生命トハ異ナリタル永久的ノ生活体ヲ為」す（美濃部達吉『憲法提要』三版、有斐閣、一九二六年、一二頁）とされている。

(26) 穂積八束『帝国憲法ノ法理』上杉慎吉編『穂積八束博士論文集』有斐閣、一九一三年（なお同論文の初出は一八八九年）、一四頁。

(27) 石田雄『日本近代思想史における法と政治』岩波書店、一九七六年、一八二—一八三頁。なおここで、石田は「わが国における法的国家像の未成熟は、国家有機体説の輪郭を不明確にし、その法思想史上の地位も亦一段階を画するものとしての重要なものとなしえなかつた。またわが国の国家有機体説は、他の諸法理学理論或は国家理論と混淆し、それ自身として完結した体系を示した学者は殆どないといつてもよい」と述べている。

(28) 加藤弘之『経歴談』『西周・加藤弘之』中央公論社、一九八四年、四八六頁、日本の名著34。

(29) 加藤弘之『真政大意（二）』大久保利謙・田畑忍監修『加藤弘之文書』一卷、同朋舎出版、一九九〇年、七三頁。

- (30) 加藤弘之前掲「真政大意(二)」、七三頁。
- (31) 加藤弘之「国体新論」前掲『西周・加藤弘之』、三八八頁、日本の名著³⁴。
- (32) 加藤弘之「自然と倫理」前掲『加藤弘之文書』三卷(同論文の初出は一九二二年)、五二二―五二四頁。
- (33) 加藤弘之前掲「自然と倫理」、五二五頁。
- (34) 加藤弘之前掲「自然と倫理」、五一九頁。
- (35) 加藤弘之「真政大意」前掲『西周・加藤弘之』、三六二頁。
- (36) 加藤弘之前掲「真政大意」、三六三頁。
- (37) 加藤弘之前掲「自然と倫理」、五二六頁。ここでは「利己的根本動向」は「必ず又互に他体の利益を図るのみならず、更に組成全体……の利益をも図らねばならぬことになる」とされている。
- (38) 加藤弘之前掲「自然と倫理」、五九四―五九五頁。
- (39) 加藤弘之「国家の統治権」前掲『加藤弘之文書』三卷、六二七頁以下。その冒頭ではこれが「君主機関説を排斥し、君主主体説を主張した」、「自然と倫理」の第四四章の補遺であることが述べられている(同六二九頁の「国家の統治権小序」、参照)。
- (40) 加藤弘之前掲「国家の統治権」、六三四頁。
- (41) エドワルド・エス・モールス口述、石川千代松筆記「動物進化論」明治文化研究会編『明治文化全集』二七卷、第二版、日本評論社、一九六七年、三六二頁。口述筆記されたいきざつについては冒頭の石川千代松「例言」同三二―三三頁および高市慶雄の「動物進化論」についての「解題」同二七頁、参照。
- (42) 山下重一『スペンサーと日本近代』御茶の水書房、一九八三年、一二七―一二八頁。
- (43) かれは大学以外でも「東大開講前に公務員や高等の学生を対象に毎日曜日スペンサー哲学の講義をした」といわれている(フェノロサ「政治学講義」松本三之介・山室信一校注『学問と知識人』岩波書店、一九八八年、三四四頁の注、参照)。
- (44) フェノロサ前掲「政治学講義」、三四五頁。
- (45) 穂積八東前掲『憲法提要』上巻、三頁。
- (46) 同。

- (47) 穂積八束前掲『憲法提要』上巻、三一—四頁。
- (48) 有賀長雄「穂積八束君帝國憲法の法理を誤る」松本三之介編『明治思想集』二巻、筑摩書房、一九七七年（初出は、憲法雑誌六一八号（一八八九年四月六月）、七八—七九頁、近代日本思想体系31）。
- (49) 有賀長雄『国家学』増補二版、牧野書房、一八八九年、二六一—三六頁。
- (50) *Social Statics* は、今日では「社会静学」と訳されるのが一般である（下出隼吉「社会平権論」解題）明治文化研究会編『明治文化全集』二巻、第四版、日本評論社、一九六七年、三六頁。日本におけるスペンサーの受容はほぼ一八七七年前後に始まったとされている。邦訳もこの頃から相次いで出された（山下重一前掲『スペンサーと日本近代』、四一—六頁）。なかでも民権運動を理論的に支えるものとして使われ、スペンサー・ブームを引き起こした（松永俊男『近代進化論の成り立ち——ダーウィンから現代まで』創元社、一九八八年、一五一頁、参照）。
- (51) 馬場辰猪「天賦人權論」明治文化研究会編前掲『明治文化全集』二巻（初出は一八八三年）、四四二—四六一頁。
- (52) 植木枝盛「天賦人權弁」明治文化研究会編前掲『明治文化全集』二巻（初出は一八八三年）、四七九頁。なお付け加えるならば、加藤の批判者のなかには同じ進化論者の外山正一もいた。長くアメリカに学んだかれはスペンサーの立場に立ちつつ、加藤が進化論を誤解していることを詳細に説き、「若し其人にして進化主義者流にあらざらしめんには、其人は如何程天賦人權を非とするものと雖も、似て非なる非天賦人權論者なり」と断じていることは興味深い（外山正一「再び人權新説著者に質し併せてスペンセル氏の為に冤を解く」明治文化研究会編前掲『明治文化全集』二巻（初出は一八八三年）、四三一—四三七頁。引用部分は、四三二頁）。
- (53) 植木枝盛前掲「天賦人權弁」、四八一頁。
- (54) 中江兆民（桑原武夫・島田虔次訳・校注）『三酔人経倫問答』岩波書店、一九六五年、岩波文庫（初出は一八八七年）、二七頁以下および九三頁以下。この点につき、岩崎允胤『日本近代思想史序説「明治前期篇」』上巻、新日本出版社、二〇〇二年、三八四—三九〇頁、参照。
- (55) 石田雄『日本近代思想史における法と政治』岩波書店、一九七六年、一八二—一八三頁。
- (56) 加藤弘之前掲「自然と倫理」、四九七—四九八頁および五〇七—五〇八頁。
- (57) 加藤弘之『道德法律進化の理』増訂三版、博文堂、一九〇三年、一三六頁、参照。

(58) 加藤弘之前掲『道德法律進化の理』、二二七頁以下および二四八頁以下、参照。

(59) 加藤弘之前掲「自然と倫理」、五九九頁。ここでは、キリスト教の倫理が「心霊界」を重視し、「肉体界」を軽んずる結果「血族相愛をも軽んずるようになる」こと、「父子の關係を夫婦の關係よりも軽しとして、父母の慈や子女の孝を以て夫婦相愛に比して更に軽きものとするのである」ことから「国家生存のために甚だ有害」とされている。

(60) 加藤弘之前掲「自然と倫理」、五九八頁。但し、この前の文章では、「儒教の如きは能く此固有なる人性に適したる道德を立て、殊に忠孝なるものを徳義の至極となし、且つ大義名分なるものを国家臣民の至徳と立てたのである。尤も儒教では忠孝の二つに余り軽重を置かぬといふ内にも、孝を以て或は忠よりも更に重きものとするようにも見える点があつて、それは余は感服し難いことで、余は忠を以て最重とし、孝を以て其次位にあるものと認めることで、是は既に論じたることである」(同五九七―五九八頁)となつており、君主への忠を重視していた。ちなみに、前掲「国家の統治権」六四六頁では、「吾邦の特殊の『自然』力」としてかれは「日本人の忠愛心」を挙げている。

(61) 穂積八束『国民教育愛国心』、八尾書店、一八九七年、五九頁。

(62) 穂積八束前掲『国民教育愛国心』、五九―六〇頁。

(63) 穂積八束前掲『国民教育愛国心』、六二頁。

(64) 穂積八束前掲『国民教育愛国心』、六三―六四頁。

(65) 有賀長雄『社会進化論』(『社会学』一卷)、東洋館書店、一八八三年、四六〇頁。

(66) 有賀長雄前掲『社会進化論』、四一九頁。

(67) 有賀長雄前掲『社会進化論』、四三七頁。

(68) 美濃部達吉講述『国法学 完』日本大学発行(慶應義塾大学図書館所蔵の同著には出版年が記されておらず、「三十九年度法科講義録合本」の印が押されている。)、一九頁。

参考文献

注に挙げたもののほか、

家永三郎『日本近代憲法思想史研究』岩波書店、一九六七年

同『美濃部達吉の思想史的研究』岩波書店、一九六四年

石田雄『明治政治思想史研究』未來社、一九五四年

堅田剛『独逸学協会と明治法制』木鐸社、一九九九年

長尾龍一『日本憲法思想史』講談社、一九九六年、講談社学術文庫

中村雄二郎『近代日本における制度と思想』未來社、一九六七年

R・H・マイニア〔佐藤幸治・長尾龍一・田中成明訳〕『西洋法思想の継受——穂積八束の思想史的考察』東京大学出版会、

一九七一年

山田央子「ブルンチュリと近代日本政治思想（上・下）」『東京都立大学法学会雑誌三二卷二号（一九九一年二月）、一二五—

一七四頁、および、三三卷一号（一九九二年七月）、二二二—二九三頁

山室信一「日本学問の持続と転回」松本三之介・山室信一校注『学問と知識人』岩波書店、一九八八年、日本近代思想大系10、

四六五—四九八頁

等